

## ポワチエの都市カルチュレール作成と伝来をめぐる諸問題

大宅明美

## はじめに

ポワトゥー地方（中西部フランス）の首邑ポワチエの都市文書庫伝来史料のうち、1790年までのものについては、1830年代に古文書学者レデーが行った分類方法でポワチエ市立図書館（現在はフランソワ・ミッテラン情報館と改称：Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers）に保管されている。七月王政期の市議会で、コミューヌ期の文書庫が放置されて悲惨な状況にあることが問題となり、レデーが史料の分類と整理を依頼されたのである。ポワチエ都市当局がコミューヌと呼ばれる都市制度によって組織だてられていたのは12世紀後半から1765年までであるが、すでにこの期間に少なくとも3回、都市文書庫保管史料の分類・目録化が行われたとの記録がある<sup>1</sup>。このうち、1506年に行われた体系的作業の結果作成された目録だけが現在まで伝来しているが<sup>2</sup>、レデーはその分類方法に独自の修正を加えてきわめて詳細な史料目録を作り上げた。レデーは途中から作業場所を市立図書館に変更したため、彼によって新たに分類された都市伝来史料は、そのまとまりを維持したまま「ポワチエ都市文書庫」archives de la ville de Poitiersとして図書館内に保管されることになったのである。

ところで、コミューヌ期のポワチエ都市文書庫に保管されていた史料の全てがこのような経緯で伝来するわけではない。19世紀以前に何らかの理由で都市当局の手を離れ、個人が所有するところとなり、その後所有者によって県文書館または市立図書館に寄贈されたものがある。こうした伝来はポワチエにおいては数は多くないが、きわめて重要な史料をいくつか含んでいる。本稿で対象とするマニユスクリ・サン＝ティレールは、まさにその一例である。ポワチエにおいて、中世に作成された史料を含む都市カルチュレールは2点しか知られておらず、この書冊は他の1冊であるマニユスクリ・ドーザンスとともに、ポワチエ中世史研究にとって貴重な存在となっている。本稿は、マニユスクリ・サン＝ティレールの性格を考察し、そこに筆写された史料と都市文書庫伝来史料全体との比較から、その作成動機と使用のあり方についても明らかにすることを目的とする。

## 1. マニユスクリ・サン＝ティレールの基本的性格

マニユスクリ・サン＝ティレールは、現在、ポワチエ市立図書館に ms.391(51)として伝来している<sup>3</sup>。従来、この書冊は私的に作成されたものであって公的性格はないと考えられてきたが、それは以下のような理由による。第1には、18世紀においてこの書冊を所有していたのがポワチエの名士ムッシュー・サン＝ティレールなる個人であったという事実、第2には、1506年にコミューヌが作成した都市文書庫目録がきわめて網羅的なものであるにもかかわらず、この書冊に関する記載がなく、したがってこの史料は都市当局の管理下にはなかったとみなされたこと、である。これに修正を加えたのが、19世紀末の古文書家リシャールである<sup>4</sup>。ここではおもにリシャールの説によりながら、筆者がポワチエでの史料調査で新たに確認できた点を付加するという手法で、マニユスクリ・サン＝ティレールの基本的性格を分析していきたい。

<sup>1</sup> Rédet, L., Inventaire des archives de la ville de Poitiers, partie antérieure à 1790 (pub. par Richard, A. et Barbier, Ch.), dans *Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest*, 2e s., t.5, 1882, p.5-8.

<sup>2</sup> Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers, archives de la ville de Poitiers, reg. XIII.

<sup>3</sup> Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers, ms.391(51).

<sup>4</sup> Richard, A., Le manuscrit 51 de la Bibliothèque de Poitiers a-t-il eu un caractère officiel? dans *Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest*, 2e s., t.3, 1883-85, p. 297-306.

マニユスクリ・サン＝ティレールは、14世紀末から200年以上に亘って書き継がれた、35×28 cmの獣皮紙102葉（17折）からなる。筆写はおよそ10回にわたっており、その都度新しい折をつけたして行われている。推定される作成時期から書冊全体をA～Dの4つに区分することができる（表）が、もっとも古い作成時期に属するのは、書冊の半ばに配置されているBおよびCである。それは、この部分に含まれる筆跡や紙の質から明らかであるし、また2種類あるフォリオ番号のうちの1つがこの部分から始まっていることもそれを裏付けている。この点についてリシャールは、17世紀に新たに製本が行われた際に折の順序が変更され、一番新しい部分がAとして最初に配列されてしまったためだと説明する。

表 マニユスクリ・サン＝ティレールの構成と作成時期

構成部分	折の数、フォリオ番号	作成時期
A	3折(第1～19葉)	15世紀末～16世紀
B	1折(第20～21葉)	14世紀末?
C	10折(第22～87葉)	14世紀末
D	3折(第88～102葉)	15世紀半ば～16世紀

この書冊の性格を示す決定的な証拠としてリシャールが何よりも注目したのは、2葉の獣皮紙で構成された唯一の折丁からなるB（第20～21葉）の部分である。第20葉表の右半分にはルカによる主の奉獻の一節が書き込まれ、第21葉裏にはマタイによる福音書第2章が筆写されている。その間、すなわち第20葉裏から第21葉表にかけての一面には、中央部分にかつて何かが貼り付けられていてその後剥がれた（あるいは剥がされた）跡（縦約20cm、横約30cm）があることにまず気付く。その下部には15世紀の手で、右側には「メール殿、汝はこの都市に与えられた権利を維持および管理し、またあなたの権力を維持し、そして大きなことと同様に小さなことについても正義を行うや」、左側には「汝ら私に心から従い、また私に忠実に助言を行うや」と書き込みがある。リシャールは、この書き込みが1512年のメール就任式の描写と一致することに注目し、それがポワチエのメールの就任式で新任者および列席者が互いに交わしあう誓いの文言に他ならないとする。したがって、この本は毎年メールの就任式の際に使われていたと考えられる、と言うのである。前任者からこの本を受け取った新任メールは、立ち会いの参審人団の方に向きなおり、彼らの忠誠と助言義務を果たすことを誓わせたのである、と。

マニユスクリ・サン＝ティレールの史料的性格を示すもう一つの点としてリシャールが挙げるのは、ポワチエの司教座教会参事会、およびサント＝ラドゴンド教会で、やはり冒頭に福音と奉獻の文言が記載された書冊が、ほぼ同時期に作成されているということである。これらはいずれも、参事会の規約と慣習をまとめて筆写した書冊という点で共通している。

以上から、リシャールは、マニユスクリ・サン＝ティレールこそは、ポワチエのメールが職務遂行にあたって心得ておかなければならない慣習をまとめて筆写したものであり、年に1回の代替わりごとに、就任式の際にメールからメールへと手渡される、まさに公的な性格を持つ書冊だったと結論付けた。おそらくは16世紀後半の宗教改革の混乱期、あるいは遅くとも17世紀初頭には先述のような儀式が行われなくなり、この書冊はメールのひとりの手元に残された後に手放されたのだろうとリシャールは推測する。いずれにせよ、1506年に大がかりな都市文書庫の蔵書点検と目録化が行われた際、マニユスクリ・サン＝ティレールがそこになかったとするならば、それはメールが自らの手元に保管していたことが理由だったのである。

## 2. マニユスクリ・サン＝ティレール作成の目的

リシャールの研究は、マニユスクリ・サン＝ティレールの内容分析までは立ち入っていない。もし、彼が言うようにこの書冊が職務遂行にあたってメールが心得ておかなければならない慣習をまとめて筆写したものであったとするならば、それはどのような記録を含んでいるのだろうか。以下では、14世紀末にまとめて作成されたマニユスクリ・サン＝ティレールの主要部分、すなわちC(第22～87葉)について、その内容を分析していく。

### (1) マニユスクリ・サン＝ティレールにおさめられた記録の特徴

Cを構成する10の折丁は全て同一人の筆跡で書かれているが、第7折までと第8折以降ではインクの濃さが異なる。それぞれの部分が含む史料の日付から推測すると、前半は1379年以降、おそらく1380年代までのいずれかの時点で筆写されたものであり、後半は1399年5月2日より後に作成されたものである。

Cの冒頭には、「ポワチエのコミュヌの慣習、特権およびその他の法令の一覧」《La Table des costumes privileges et autres ordonnances de la commune de Poitiers》と記され(第22葉裏)、目次部分が第23葉表裏に続き、第24葉表から史料の筆写が始まる。

まず最初に、メールの選出手続や報酬、都市会計係・監査役の選出に関する決まりといった、きわめて実務的かつ重要な記録がいくつか筆写された(第24葉～27葉)後、都市が王権や伯から受領した文書が続く(第27～39葉)。ここには、アリエノールから受給した1199年のコムユヌ文書や、フィリップ＝オーギュストから1204年に送付を受けたルーアン基本法(いわゆるエタブリスマン・ド＝ルーアン)、やはりフィリップ＝オーギュストから受領した1222年のコムユヌ文書など、都市ポワチエの特権を列挙し、あるいは都市自治組織や裁判のあり方を規定する都市基本法ともいえる史料群が含まれている。

しかしながら、都市が受領した文書の筆写は全体から見れば大きな割合を占めているとは言えず、むしろごく一部分でしかない。マニユスクリ・サン＝ティレールの第40葉以降では、都市当局が作成した条例や法規、あるいはそれをいつどこで誰に読み上げたかといった記録の筆写が延々と続いている。その中でも圧倒的な重要性を占めているのは、パン、穀物、ワイン、魚、肉などの食糧品、および毛織物、靴、馬具、手袋、帽子、食器などの手工業品の品質と流通について都市当局自身が定めた諸規定である。さらに、これらに混じってレプラ病院年市裁判権をめぐる紛争の諸記録や、近隣都市ニオール住民の免税特権に関する裁判記録、穀物流通に関する税の徴収権を郊外のシトー派パン修道院と王権が折半して所持するにいたった経緯を示す諸記録、国王役人プレヴォがポワチエで徴収していた流通税を総体的に列挙した流通税表などが現れる。これらは裁判に関連する諸記録・判決文や、王権・伯権が作成した実務的書類などである。これらもまた、都市内の商品流通や市のあり方に関わる重要な情報として、都市が作成した法規などと補完しあう形でテーマ別に並べられているように見える。

例として、第40葉から第51葉にかけて筆写された記録を見てみよう。まずパン焼き人に関する法令(第40葉)、パンの品質に関する規定(第41葉)とパンに関連する記述が続き、その後には6通の穀物流通に関する記録が並んでいる。この6通(第42葉～45葉)の記録によれば、ポワチエでは平常取引される穀物の32分の1を徴収する権利が、12世紀末以来パン修道院に属していた。都市内での流通税免除特権を所持していたはずのポワチエのコミュヌ構成員からもその税が徴収されたために、コムユヌと同修道院との間に争いが起こっていたが、王権の介入によって、1307年以降同修道院と王権との間で分割されることになった経緯が分かる。

興味深いのは、これらの6通の記録と、すぐ後に筆写されているポワチエ流通税表(第46葉～51

葉)との間に見られる内容的補完関係である。後者は、ポワチエ都市内で徴収されていた流通税のうち、王権が自己に属する税の記載として12世紀後半から13世紀前半にかけて作成させたものである。その内容を一見すると、穀物取引に関する条項が皆無であるのに対し、それ以外の物資に関しては、生活必需品から奢侈品まできわめて多様な課税品目が網羅されていることに気付く<sup>5</sup>。ここから、ポワチエにおいては、穀物流通に関する税がパン修道院に属していた一方、それ以外の物資の流通に関しては、王権が徴税権の大部分を握っていたと推測できる。重要なのは、このような順で記録が並べられることによって、結果としてマニユスクリ・サン＝ティレールを参照する者が都市内で徴収される流通税の全体像を把握しやすくなっており、作成者はそれを意図したのではないかと考えられることである。

「都市の経済活動や住民の日常生活の全体像を把握しやすくすること」、マニユスクリ・サン＝ティレールの作成者は、この点に非常に留意しているようだ。これに関連して興味深いのは、すでに効力を失っていることが明らかである規定も、新しい規定と並べて筆写されていることである。例えば1320年に都市当局が取り決めた毛織物工に関する法規(第73葉)の直前には、「毛織物工に関する古い法規」と題して、それまで有効だった古い法規も筆写されている(第72葉)。ぶどう搾り汁に関する条例(1272・1274年)、タヴェルニエに関する条例(1272・1308年)、肉屋に関する法令(1245・1247年)、靴工に関する条例(1274年・1276年)、馬具工に関する条例(1265年または66年・1341年)についても、同様に新旧の規定が並べられている。このことは、作成時点での効力に関わらず、その時都市当局の手にあった主要な関連書類のほぼ全てを筆写してマニユスクリ・サン＝ティレールが作り上げられたことを示唆するとともに、この書冊を見ることによって、法規の変遷を過去まで遡って把握できるようにしたいという意図を示しているようである。

## (2) 都市文書庫伝来史料群とマニユスクリ・サン＝ティレール所収史料の関係

マニユスクリ・サン＝ティレール作成にあたり、都市に保管されていた全ての書類の中からどのようにして筆写すべき対象が選び出されたのだろうか。以下では、マニユスクリ・サン＝ティレールに筆写された史料が当時ポワチエの都市文書庫に存在した史料群の中でどのような位置を占めていたのかを探してみたい。

筆者は、ポワチエの都市文書庫に何らかの形で伝来している14世紀末までの全ての史料、すなわち一片史料あるいは書冊内のコピーとして現存するか、あるいはテキストは失われていても史料目録等に何らかの痕跡をとどめているものを表にし<sup>6</sup>、マニユスクリ・サン＝ティレール主要部分(C)の中に筆写されている史料群との照合を行った。該当する史料は約400通であり、全体の表は紙幅の都合上ここに掲げることではできなかったが、明らかになった点について以下説明していきたい。

ポワチエ都市文書庫には、王権から14世紀末までに賦与された特権賦与文書・特権確認文書が22通伝来するが、2通の例外を除き<sup>7</sup>、その全てがオリジナルまたはヴィディムスの形態である。19

<sup>5</sup> 岡村(大宅)明美「中世ポワチエ流通税表の分析」『社会経済史学』56-6、1991年、1-31頁。

<sup>6</sup> ここで使用したのは、レデーが作成した都市文書庫目録、オドゥアンが1380年までの都市コミュニティに関連する全伝来史料を集めて刊行した史料集全2巻、および1506年に都市当局が作成させた目録である。1506年の史料目録に記載があるものの現在は失われている記録は数多いが、このグループについては、同目録記載の内容摘記から概略を知ることができる。Rédet, L., *Inventaire des archives de la ville de Poitiers, partie antérieure à 1790*, dans *Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest*, 2e s., t.5, 1882; Audouin, E. (éd.), *Recueil de documents concernant la commune et la ville de Poitiers*, 2 vols. (*Archives historiques du Poitou.*, t.44 et t.46), Poitiers 1923-28; Médiathèque François-Mitterrand, archives de la ville de Poitiers, reg. XIII.

<sup>7</sup> フィリップ4世が父王フィリップ3世の1272年文書を確認した1286文書、およびシャルル5世

世紀前半にレデーがコミュニヌ伝来史料の分類作業を開始した際、これら王権から受領した特権文書は書記官室内の櫃の中に大事におさめられていた。レデーが回顧しているように、その他の史料の大部分が市庁舎内の広間の棚や床に乱雑に積み重ねられていたのと対照的であり、都市当局がこれらの文書を最も細心の注意を払って保管すべき書類とみなしていたことが分かる。

これら 22 通のうち、マニユスクリ・サン＝ティレールに筆写されているのは 7 通である。したがって、この種の重要書類が都市文書庫の中から全て集められたわけではない。マニユスクリ・サン＝ティレール作成者は、受給書状のうちもっとも重要かつ基本的な特権を認めてくれるものを厳選して筆写しているように思える。

これに対して、食料品や手工業製品の品質と流通のコントロール、また市や流通税にかかわる史料については状況が全く異なる。先に、このジャンルに関しては都市が保管していた関連書類のほぼ全てがマニユスクリ・サン＝ティレールに筆写されたと推測できると述べたが、都市伝来史料の網羅的検討は、それと合致した結果となった。上記の内容に関連する記録については、マニユスクリ・サン＝ティレールは都市文書庫伝来史料のほぼ全てを網羅している。唯一の例外と言えるのは、1351 年の靴工に関する法令が 1506 年の史料目録に記載されているのに<sup>8</sup>、マニユスクリ・サン＝ティレールには見当たらない点である。この理由は不明であるが、こうした例外はこの 1 通に限られる。

また、14 世紀半ば以降ポワチエに出現する間接税「バラージュ」に関する諸記録が、都市文書庫内に 9 通伝来するにもかかわらず、マニユスクリ・サン＝ティレールには見当たらない点についても付言する必要がある。バラージュは、ポワチエ都市およびシャテルニー内での売買について、都市当局が 1 リブラにつき 6 デナリウスを徴収するというもので、用途が都市防備強化に特定された目的税である<sup>9</sup>。商品流通にかかわる事項でありながら、バラージュがマニユスクリ・サン＝ティレールの対象となっていない理由の一つとして考えられるのは、その臨時税としての性格であろう<sup>10</sup>。14 世紀初頭から後半にかけてのポワチエでは、軍事防衛関連の諸記録が数多くみられるが、そのほ

---

がポワチエからのタイユ徴収を 10 年間に行わないと宣言した 1372 年文書は、一片書類の形態では伝来しない。この 2 通は、ポワチエ都市当局が 17 世紀に作成させたもう 1 冊のカルチュレール、通称マニユスクリ・ドーザンス内のみ伝来している（ヴィエンヌ県文書館 Série J : archives d'origine privée, SAO260 : “manuscrit d'Auzance”, 124 feuillets)。この都市カルチュレールは 1199 年から 1643 年までの史料を含むが、特異な点は、そこに筆写された 74 通のうち 48 通について、王権から賦与された文書であるにも関わらず都市内に一片書類の伝来がないという点である。しかもそのうち 36 通は 1506 年目録にも記載がなく、16 世紀初頭にはすでに都市から失われていたと考えられる。この都市カルチュレールの紹介論文を書いたオドゥアンは、「コミュニヌに属する証書や書類を所持している個人に対し、返却を促す決議を行った」という内容の都市評議会議事録（1636 年）に注目し、この呼びかけに応じて提出された書類を主体としてマニユスクリ・ドーザンスが作成されたのではないかと推測している（Audouin, E., *Le cartulaire municipal de Poitiers dit Manuscrit d'Auzance, dans Bulletin philol. et his.*, 1918, p.147-160)。

<sup>8</sup> Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers, archives de la ville de Poitiers, reg. XIII, p.85.

<sup>9</sup> 関連史料 9 通のうち、6 通はオリジナルまたはヴィディムスの形態で、2 通は 1506 年史料目録内の内容摘記として、残る 1 通はマニユスクリ・ドーザンス（前掲註 3 参照）内のコピーとして伝来する。具体例として、国王代理ジャック・ド＝ブルボンが 3 年間の徴収を都市に認めた 1347 年の手紙（内容摘記のみ伝来、reg. XIII, p.69）、やはり国王代理シャルル・デスパールニュが 700 リブラ分の徴収を認可した 1353 年の手紙（ヴィディムス伝来、Médiathèque François-Mitterrand de Poitiers, Archives de la ville de Poitiers, H2）を挙げておく。

<sup>10</sup> バラージュ徴収権認可は、前掲註で挙げた国王代理の手紙が示す如く、王権からメール（市長）に対してまず 3 ヶ月間認められ、その満了が迫ると 2 年間延長、さらにまた一定の金額上限を定めて期間延長というようにあくまで臨時的な形式をとった。

とんどがオリジナルの形態でのみ伝来している点は注目に値する<sup>11</sup>。バラージュも含め、これら都市防衛関連史料に関しては、別のコピー集が作成されたもののそれが現在までに失われてしまったという可能性も考慮すべきであろう。

いずれにしても、都市住民の経済生活・日常生活に関わる諸問題に対応するために必要な知識とすべく、過去の記録を可能な限り総体的に集めて転写する、というやり方でマニユクリ・サン＝ティレールが作成されたと結論づけていいであろう。この書冊に筆写されている史料は、その問題意識に関する限り、それを紐解く者に一定の全体性をもった情報を与えてくれていたはずである。その一方で、この書冊にみられる王権や伯権から受領した文書類の転写は、都市が受領し保管していたもののごく一部にすぎない。これら受領書状は、都市ポワチエがいかに王権から重視されてきたかを誇示するためと言うよりも、上記の職務を遂行するために必要な権限が、間違いなくメール以下都市当局に属するというを示すため、その源泉として明示し確認することを目的としてここに掲げられたと考えられるのである。

### 3. マニユクリ・サン＝ティレール作成の背景

マニユクリ・サン＝ティレールと同じ頃に、ポワチエ都市内の複数の教会施設でも類似の性質をもった書冊が作成されているという点は先にも触れた。このような書冊があちこちで作成されたとするならば、都市ないしは地域全体に、それを促す何らかの要因があったのではないかと問うてみなければならない。

該当する教会施設伝来史料は2点あり、そのうちポワチエ司教座教会参事会が作成したものは、「赤本 *livre rouge*」の通称をもつ書冊である<sup>12</sup>。獣皮紙34葉からなり、表紙は赤い皮張りで、タイトルは「ポワチエ教会の規約と古来の慣習」と記されている。もう1冊はサント＝ラドゴンド律修参事会教会のもので、獣皮紙31葉からなり、やはり赤い皮で覆われた木の表紙で装丁されている<sup>13</sup>。

両者は同様の構成をもつ。まず福音書の引用と誓いの文言から始まり、その後に参事会の法規が筆写されるというものである。司教座教会参事会の赤本を例にとるならば、聖ヨハネ・聖マタイ・聖マルコ・聖ルカによる4つの福音書からそれぞれ一節が引用された後、新たに選出された参事会員が述べなければならない誓いの言葉が続く。ついで、参事会員および役職者の指名の具体的手続に関する規定、参事会員の義務と権利、司教の権利、参事会員および司教の収入に関する規定がおさめられている。最後に教皇クレメンス5世の勅書が筆写されているが、これは、司教と参事会の各々が所持する裁判権と利益を明確に分割する内容のものである。

両者のもう一つの共通点として、冊子の形をとった史料集成物としては、それぞれの教会施設にとって現存する限り最古のものだという点を挙げることができる<sup>14</sup>。書冊の構成と同様に、都市当

<sup>11</sup> 1340年代から1380年代にかけて、王権から都市に援助金を要求された際にポワチエの都市当局が周辺農村の全住民に分担させて直接税として徴収するシステムが確立してくる。これはバラージュ徴収権の賦与が立て続けに行われる時期と重なっており、この2つはともに、都市内外に対する都市当局の権威高揚に役立ったと考えられる。このプロセスを示す史料は数多く伝来し、そのほぼ全てがオリジナルとして都市文書庫に大事に保管されてきたが、関連史料としてマニユクリ・サン＝ティレールの中に現れているのは、わずかに都市警備（夜警）に関して郊外地住民の義務を定めた1367年の規定が1通だけ（第84葉裏）である。

<sup>12</sup> Archives départementales de Vienne, série G, 182.

<sup>13</sup> Archives départementales de Vienne, série G, 1353.

<sup>14</sup> Rédet, L. et Richard, A. (éd.), *Inventaire-sommaire des Archives départementales antérieures à 1790*. Vienne. Archives ecclésiastiques, série G (clergé séculier), t.1, p.23-57 (chapitre Cathédral de Poitiers); t.2, p.1-158 (chapitre de Sainte-Radegonde de Poitiers).

局が作成したマニユスクリ・サン＝ティレールとの共通点がここでも認められる。

さらに興味深いのは、マニユスクリ・サン＝ティレールと司教座教会参事会赤本のそれぞれの福音部分について、筆跡が酷似しているというリシャールの指摘である。リシャールの考察はそこでとどまっており、それぞれの書き手の問題まで立ち入ってはいないのだが、これは何を意味するのだろうか。

中世後期になると、司教座教会参事会の多くで、共同生活の放棄や参事会員の不在地主化等の変化がみられるが、ポワチエもその例にもれない。ファヴローの指摘によれば、中世後期の都市内高位聖職者の大半は、裕福なブルジョワ家系の出身になっていたという<sup>15</sup>。ポワチエ都市当局の指導者層と教会参事会員との出自が重なり合っていたとするならば、それはカルチュレールの書き手とも何らかの関係がある可能性がある。しかしながら、ポワチエの文書の書き手の問題については、これまでまったくと言っていいほど研究がなされていない。遅くとも13世紀末までには都市文書局がある程度組織化されていたことは間違いないが<sup>16</sup>、筆者は現在これ以上突っ込んだ分析をする用意がない。したがって同一人の書き手によるという可能性の検討はさておかざるを得ず、ここでは、司教座参事会赤本とマニユスクリ・サン＝ティレールの作成者の間には何らかの交流が存在し、2つの史料の間にはおそらく参照・模倣の関係が存在したと推測するにとどめたい。

これらの書冊の作成が始められた14世紀末は、数十年続いた百年戦争の戦火が都市から遠ざかり、秩序が回復された時期にあたる。百年戦争開戦当初、主な戦闘は北方で行われたため、ポワトゥー地方は無防備な状態が続いた。その隙についてイングランド軍が1346年に急襲した折には、ポワチエでは6人の騎士が配備されていたに過ぎず、結果多くの都市民が死亡したという。1356年のいわゆるポワチエの戦いでは防戦に成功するが、1360年のブレティニーの和約によってイングランド領に明け渡され、ポワチエのメールは、アキテーヌ君主となったエドワード3世の息子エドワードに臣従礼を行った。1372年まで続くイングランド支配期には、高位聖職者とブルジョワの一部が結託して陰謀を企てるが、発覚して指導者2人が処刑されるという事件も起こっている<sup>17</sup>。こうした混乱は史料の伝来状況にも反映されており、とくに13世紀後半以降著しく増加し続けていた都市文書庫伝来史料の数は、14世紀半ば過ぎから1372年8月まで激減している<sup>18</sup>。

1372年8月7日から1416年までのジャン・ド＝ベリー期は、ポワチエ都市民にとって平穏な時期となった。昔の秩序を取り戻すためにも古来の慣習を整理してまとめあげよう、という機運が高まった可能性は高い。ファヴローは、百年戦争期に都市内教会の参事会組織が混乱し、収入も激減したと指摘している<sup>19</sup>。先に述べたような司教座教会参事会赤本の内容も、こうした状態からの再

<sup>15</sup> Favreau, R., *La ville de Poitiers à la fin du Moyen Age*, 2 vols. (M.S.A.O., 4e s., t.14 et t.15), Poitiers 1978, t.1, p.200.

<sup>16</sup> 都市固有の文書局の組織化に関しては、都市当局がいわゆる非訟事項裁決業務を担い始める過程が重要な指標として注目されている。これは、不動産取引や遺贈などの契約に対して、都市当局やその他の権力が記録を作成し、印璽を押して有効性を保証するものである。ポワチエでは、13世紀後半に出現する国王印璽尚書がこの領域で重要な役割を果たしたことも、都市当局の文書作成に関する研究の遅れの一因であろう。しかしながら、ポワチエのコミュヌも1290年までには非訟事項裁決業務の一端を担っていたことは、同年にコムユヌ小印璽の使用に関する規定が定められていることによって裏付けられる (Audouin, *Recueil de documents concernant la commune et la ville de Poitiers*, no.145)。また、14世紀初頭にはコムユヌが国王印璽尚書と激しい競合関係にあったことも、メールが国王印璽尚書の特権侵害行為を王権に訴えたという1302年の史料から確認できる (Ibid., no.178)。

<sup>17</sup> Favreau, R.(dir.), *Histoire de Poitiers*, Toulouse 1985, p.136-146.

<sup>18</sup> 1356年から1371年にかけては、全都市伝来史料がわずか24通と特に少ない。

<sup>19</sup> Favreau, *La ville de Poitiers à la fin du Moyen Age*, t.1, p.198.

建を図るという目的に合致したものだと言うことができよう。これに対して、都市当局の組織やメールの権威そのものは動揺することはなかったとされるが<sup>20</sup>、彼らが管理責任を負う都市民の生活秩序は大きく混乱していたはずである。都市当局や都市内教会施設で、14世紀末以降一斉に始まった史料集成の作成は、こうした流れの中に位置づけることが可能であろう。

### おわりに

中世ポワチエの都市伝来史料の特徴の一つは、オリジナルの形態で伝来する史料が比較的多いのに対し、カルチュレールなど史料をまとめて筆写した冊子形態の史料伝来が少ないことである。無論、伝来が少ないからといってカルチュレールの作成が少なかったということの意味するわけではない。都市当局が文書の私物化、都市当局外への流出にしばしば悩まされていたことは、当時の記録からも明らかである<sup>21</sup>。ポワチエの貴重な2冊の都市カルチュレールが両方とも個人の手を経て寄贈されたという経緯<sup>22</sup>を考えるならば、他にも多くの史料集成が作成されたものの、都市外に流出して失われたと考えた方が自然であろう。マニユスクリ・サン＝ティレールは、我々の手元にまで届いた稀少な例のひとつなのである。

最近の史料論研究の興隆の中で、都市文書庫に記録が蓄積され利用されていく過程に対しても問題関心が拡大している<sup>23</sup>。我が国においても都市の文書管理について具体的研究成果があげられており、なかでも山田氏は、北フランス諸都市の非訟事項業務に注目して、都市当局が文書の活用と発給を通して市民生活の掌握を図っていたことを明らかにしている<sup>24</sup>。ポワチエのメールが代々受け継ぐべき文書集＝マニユスクリ・サン＝ティレールにおいても、都市民の経済活動や日常生活の管理という、軌を一にした目的を見て取ることができる。

都市による文書作成と発給の仕方を考察する上で、文書局組織と書記の実態解明の試みは不可欠と言っているが、ポワチエ都市史研究において立ち遅れが著しいこの分野に関しては、本稿ではほとんど立ち入ることができなかつた。教会施設や国王印璽尚書など、都市内や地域における他の諸機関での文書行政の在り方の検討とあわせて、今後の課題としたい。

<sup>20</sup> Ibid., p.197-200. 都市内諸権力や周辺農村部へのコミュニヌ都市当局およびメールの権威は、都市防衛を一手に担うことによって、開戦前よりもむしろ高まったと言うことができる。

<sup>21</sup> Rédet, L., *Inventaire des archives de la ville de Poitiers*, p.5 ; Audouin, *Le cartulaire municipal...*, p.148.

<sup>22</sup> マニユスクリ・ドーザンスは、ポワチエ近郊のオーザンス城で発見され、城の所有者アルセーヌ・ルコワントルによって1901年に西フランス歴史協会に寄贈された(Ibid., p.147-48)。また、18世紀にマニユスクリ・サン＝ティレールの所有者であった「サン＝ティレール氏」とは、ポワトゥー地方都市ニオールの市政役人家系の末裔のひとりポール＝ジョゼフ・クルトショーと推測されるが、彼がこの書冊を入手した経緯は不明である(Richard, *Le manuscrit 51...*, p.305-306)。

<sup>23</sup> これを最もよく表しているのが、1998年にヘントで行われた研究集会とその報告集である。

Prevenier, W. et De Hemptinne, Th. (éd.), *La diplomatie urbaine en Europe au Moyen Age. Actes du congrès de la Commission Internationale de Diplomatie, Gand, 1998*, Louvain 2000.

<sup>24</sup> 山田雅彦「西欧中世都市における日常生活の文書管理とその法的・社会的意味—北仏・ネーデルラント諸都市の非訟事項業務を中心に (シンポジウム報告—西欧中・近世における国家の統治構造と機能)」西洋史学論集 43、2005年、93-95頁。この他、都市カルチュレールに関する我が国の最近の研究成果として、花田洋一郎「シャンパーニュ地方都市トロワのカルチュレールについて」『関西大学西洋史論叢』第10号、2007年； 函師宣忠「中世盛期トゥールーズにおけるカルチュレールの編纂と都市の法文化」『史林』91-2、2007。